

転出入時における小中学校の転校手続き

【筑前町へ転入する場合】

1. 住民票の転入手続き
(筑前町役場住民課もしくは総合支所住民課)
転入手続き後、「就学校指定通知書」を受け取って下さい。
2. 転入学の手続き
(転入先の筑前町立小中学校)
上記の「就学校指定通知書」とこれまで通っていた学校より交付された書類（在学証明書、教科書給与証明書）を持参してください。

【筑前町から転出する場合】

1. 住民票の転出手続き
(筑前町役場住民課もしくは総合支所住民課)
転出手続き後、「就学者異動通知書」を受け取って下さい。
2. 転校の手続き
(これまで通っていた筑前町立小中学校)
これまで通っていた筑前町立小中学校に、上記の「就学者異動通知書」を持参し、転校手続きを行って下さい。
その際、転校に関する書類（在学証明書・教科書給与証明書）が交付されます。
3. 転入の手続き
(転出先の市役所または役場)
転出先の市役所または役場で住民票転入手続きを行って下さい。
4. 転入学の手続き
(転出先の小中学校)
指定された転出先の学校に転校に関する書類を持参し、転入学手続きを行って下さい。

【筑前町内から筑前町内へ転居する場合】

1. 住民票の転居手続き
(筑前町役場住民課もしくは総合支所住民課)
転居手続き後「就学校指定通知書」を受け取って下さい。
2. 転校の手続き
(これまで通っていた学校)
これまで通っていた筑前町立小中学校に、上記の「就学校指定通知書」を持参し、転校手続きを行ってください。
その際、転校に関する書類（在学証明書・教科書証明書）が交付されます。

3. 転入学の手続き

(転入先の筑前町立小中学校)

上記の「就学校指定通知書」と、これまで通っていた学校より交付された書類（在学証明書・教科書給与証明書）を持参し、転入学手続きを行ってください。

【その他】

上記記載以外の場合は、下記の連絡先にご連絡いただきますようお願いします。

また、何らかの事情により校区外・区域外就学の申請をしたい場合は、教育課へご連絡下さい。

連絡先：筑前町教育委員会 教育課

〒838-0816 筑前町新町 450 番地

電話 0946-22-3385 FAX : 0946-22-2879